

昭和60年度における「社会保険相談事業等  
の効率的運用について」の実施方法

昭和60年度における「社会保険相談事業等の効率的運用について」を実施するに当たっては、予算の範囲内で定年退職者の活用を円滑に実施できるよう、管内の社会保険相談員又は非常勤職員数を調整し、適正配属に努めるものとする。

また、このための社会保険相談員及び非常勤職員の勤務条件等は、次のとおりとする。

1 社会保険相談員

- (1) 社会保険相談員の委嘱及び解任は、「社会保険相談員制度要綱」によるものとするが、その任期は1年とする。
- (2) 社会保険相談員の委嘱の期間は、65歳の日のある年度の末日までとする。
- (3) (1)及び(2)以外の勤務条件は、他の社会保険相談員との均衡を配慮するものとする。

2 非常勤職員

- (1) 非常勤職員は、改善を必要とする事業の補助的な作業業務を行うものとする。
- (2) 非常勤職員は、日々雇用とし、雇用予定期間を定める場合は、2ヵ月以内とする。なお、業務の発注に応じ、短時間勤務等の雇用形態の導入を考慮する。
- (3) 非常勤職員の雇用は、65歳の日のある年度の末日までとする。
- (4) 日給（時間給）等(1)、(2)及び(3)以外の勤務条件は、他の非常勤職員との均衡を配慮するものとする。

確 認 事 項 ( その 3 )

磁気カードの取扱いについて、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱いについては、昭和59年4月26日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年4月26日付の「確認事項(その2)」については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 6 月 6 日

社会保険庁長官官房

総務課長

全厚生職員労働組合

書記長

(補足)

1. 磁気カードは、個人に長期間、固定する必要はない。
2. 県段階においても充分協議を行うこと。

## 確 認 事 項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、休憩場所の確保など環境整備に配慮し、行政の混乱を招くことのないよう責任ある対応を図るものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、地域の実情等を考慮した対応を図るとともに、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応するものであること。
3. 問題が生じた場合は、別途協議するものであること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

全厚生職員労働組合  
中央執行副委員長

社会保険庁と職員団体との間で交わされていた「覚書」及び「確認事項」等の破棄に関する文書

(P 1 1 2 ~ P 1 1 9)

平成16年11月15日

全日本自治団体労働組合金費評議会

事務局長 平岡 伸 殿

社会保険庁総務部職員課長

柳 田 裕 義

「確認事項」等の整理・破棄について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかとの懸念が関係方面から表明されています。

また、全日本自治団体労働組合金費評議会と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

2004年11月18日

社会保険庁総務部職員課長

柳 田 裕 義 殿

全日本自治団体労働組回国費評議会

事務局長 平 岡 伸

「確認事項」等の整理・破棄について

平成16年11月15日付で貴職より申し出のあった標記のことについて、了解することとし、本日付をもって、これまで社会保険庁と全日本自治団体労働組回国費評議会との間で交わした「確認事項」等を破棄します。

なお、昭和54年3月13日の、いわゆる「オンライン化計画の実施に伴う覚書」は、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長との間で交わしたものであり、その扱いについては、全日本自治団体労働組合本部の判断による必要があることから、現在、その整理に向け手続きを進めることとしています。

社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていきたいと考えています。

2005年1月27日

社会保険庁長官

村瀬 清司 様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員  
人 見 一



**「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にかかる「覚書」の破棄について**

標記については、「社会保険業務の全国オンライン化計画」の実施にあたり、1979年3月13日、貴社会保険庁長官と取り交わしたところですが、すでに「全国オンライン化計画」は1989年2月に完成済みであり、完成されたオンラインシステムに基づき業務が開始されてからすでに16年が経過していることなどから、「覚書」については、その意味を持たなくなっているものと考えます。

つきましては、「覚書」を破棄し、国民の信頼回復・サービス向上という共通の視点に立って社会保険庁改革を進めてまいります。

なお、そのためには、これまで同様、労使関係を大切にして、信頼関係を持って進めてまいりたいと考えますのでよろしくお願い申し上げます。

平成16年11月24日

全厚生労働組合 書記長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理について

職員団体との間の「確認事項」等については、これからの社会保険庁改革の妨げになるのではないかとの懸念が関係方面から表明されています。

また、全厚生労働組合と社会保険庁との間でこれまで交わしてきました「確認事項」等の内容は、既に相当な時間を経過していることもあり、その後の業務取扱いの変化などにより現時点で意味を持たなくなっているとも考えています。

つきましては、早急にこれら文書を整理・破棄したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。



2004年12月14日

社会保険庁総務部

職員課長 柳田 裕義 殿

全厚生労働組合

書記長 杉浦 公一

### 「確認事項」等の整理・破棄について

2004年11月24日付で貴職より申し出のあった、これまで社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わしてきた「確認事項」等の整理・破棄については、2004年12月14日付をもって了承します。

事 務 連 絡

平成16年12月2日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全日本自治団体労働組合国費評議会との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月15日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同月18日付で、国費評議会事務局長より回答があり、同日付で、社会保険庁と国費評議会との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

なお、社会保険庁改革の推進にあたっては、国民の信頼・サービス向上という共通の視点に立って、これまでと同様、労使の信頼関係を大切にしていける必要があると考えています。

事 務 連 絡  
平成17年1月7日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「確認事項」等の整理・破棄について

社会保険庁と全厚生労働組合との間でこれまで交わしてきた「確認事項」等については、別紙1のとおり、平成16年11月24日付で、当職から申し入れを行い、別紙2のとおり、同年12月14日付で、了承する旨の回答があり、同日付で、社会保険庁と全厚生労働組合との間で交わした「確認事項」等が破棄されましたので、お知らせします。

事 務 連 絡

平成17年1月28日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長

「覚書」の破棄について

昭和54年3月13日付、社会保険庁長官と全日本自治団体労働組合中央執行委員長及び国費評議会議長との間で交わしておりました、いわゆる「社会保険業務の全国オンライン化計画の実施にあたっての覚書」については、別紙の文書をもって、平成17年1月27日付で破棄されましたので、お知らせします。